

# 新たな財源確保の在り方 シミュレーション

---

# シミュレーション一覧表

| 税目                    | 税率   | 納税者    | 特別徴収義務者 | 新たな財源                   |
|-----------------------|--|--------|---------|-------------------------|
| 宿泊税①<br>(東京都方式)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10,000円未満・・・非課税</li> <li>・ 10,000～15,000円未満・・・100円</li> <li>・ 15,000円以上・・・200円</li> </ul> (1人1泊)    | 宿泊者    | 宿泊事業者   | 約4百万円                   |
| 宿泊税①<br>(京都市方式)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20,000円未満・・・200円</li> <li>・ 20,000～50,000円未満・・・500円</li> <li>・ 50,000円以上・・・1,000円</li> </ul> (1人1泊) |        |         | 約171百万円                 |
| 宿泊税②                  | 宿泊料の2%～3%<br>(1人1泊)  |        |         | 約115百万円<br>～<br>約172百万円 |
| リフト利用者<br>への課税        | 100円<br>(1人1日)   | リフト利用者 | 索道事業者   | 約98百万円                  |
| 村・県民税<br>(家屋敷課税の引き上げ) | 4,500円<br>※1,000円の引き上げ   | 住宅等所有者 | —       | 約1百万円                   |
| 別荘等所有税                | 110円<br>(床面積1㎡当たり)   | 別荘等所有者 | —       | 約7百万円                   |
| 登山協力金                 | 500円   | 登山者    | 徴収する事業所 | 約12百万円                  |
| ふるさと納税                | —  | 寄付者    | —       | —                       |

# 宿泊税①

■ 宿泊税を導入した場合について、東京都方式と京都市方式による試算。

| 東京都方式 | 区分（宿泊料金）  | 10,000円未満 |   | 10,000～15,000円未満 |   | 15,000円以上 |   |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|---|-----------|---|
|       | ①税率（1人1泊） | 非課税       |   | 100              | 円 | 200       | 円 |
|       | ②宿泊者数     | 812,916   | 人 | 16,848           | 人 | 12,636    | 人 |
|       | ③税収（①×②）  | -         |   | 1,684,800        | 円 | 2,527,200 | 円 |
|       | 合計        |           |   |                  |   | 4,212,000 | 円 |

**新たな財源** 約4,000,000円  
※宿泊税を導入した場合、入湯税の取り扱いについて考慮が必要

| 京都市方式 | 区分（宿泊料金）  | 20,000円未満   |   | 20,000～50,000円未満 |   | 50,000円以上   |   |
|-------|-----------|-------------|---|------------------|---|-------------|---|
|       | ①税率（1人1泊） | 200         | 円 | 500              | 円 | 1,000       | 円 |
|       | ②宿泊者数     | 833,976     | 人 | 8,424            | 人 | 0           | 人 |
|       | ③税収（①×②）  | 166,795,200 | 円 | 4,212,000        | 円 | 0           | 円 |
|       | 合計        |             |   |                  |   | 171,007,200 | 円 |

**新たな財源** 約171,000,000円  
※宿泊税を導入した場合、入湯税の取り扱いについて考慮が必要

● 宿泊者数の算出根拠

- ①観光地利用者統計調査（長野県）より、白馬村での宿泊者数（H29年度実績）は842,400人。
- ②施設経営実態調査（白馬村）より、白馬村の宿泊施設の価格帯別分布比率は以下のとおり。  
（※価格については1泊2食の料金となっているため、そのうち20%は食事代とし控除した額で計算）
  - ・ 10,000円以下：96.5%
  - ・ 15,000円以下：2%
  - ・ 15,000円以上：1.5%
  - ・ 20,000円以下：99%
  - ・ 20,000円以上50,000円以下：1%
  - ・ 50,000円以上：0%

③①の宿泊者数に②の分布比率を乗じて、各価格帯別の宿泊者数を試算。

## メリット

- ・ システム改修のコストが少ない。【行】
- ・ 宿泊施設の台帳管理（データ収集）がより正確に行えるため、マーケティング等に活用可能。【行・事】
- ・ 担税者が広いため、税収が大きく、より観光振興のために投資ができる。【行・事・客】
- ・ 担税者が広いため、使い道の不公平感が小さい。【客】

## デメリット

- ・ データ処理等のための人件費が増加する可能性あり。【行・事】
- ・ 宿泊施設の軒数が多いため、未申告・不申告・過少申告の適正化事務が必要。【行】
- ・ 宿泊施設の会計システムの変更、徴収事務等の事務量の増。【事】
- ・ 宿泊税＋入湯税になった場合は負担が大きくなる。【事・客】

【行】：行政 【事】：観光事業者 【客】：観光客

# 宿泊税②

## ■ 宿泊税について、税率を宿泊料金に対して定率（2%～3%）とした場合の試算。

|                 |              |            |             |             |             |             |            |            |            |            |
|-----------------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| ①区分<br>(宿泊料金)   | 2,400円       | 4,000円     | 5,600円      | 7,200円      | 8,800円      | 10,400円     | 12,000円    | 13,600円    | 15,200円    | 20,800円    |
| ②税率             | 2%           |            |             |             |             |             |            |            |            |            |
| ③宿泊者数           | 11,794人      | 28,642人    | 368,971人    | 311,688人    | 61,495人     | 34,538人     | 5,897人     | 5,897人     | 7,582人     | 5,896人     |
| ④税 収<br>(①×②×③) | 566,112円     | 2,291,360円 | 41,324,752円 | 44,883,072円 | 10,823,120円 | 7,183,904円  | 1,415,280円 | 1,603,984円 | 2,304,928円 | 2,452,736円 |
| 合計              | 114,849,248円 |            |             |             |             |             |            |            |            |            |
| ①区分<br>(宿泊料金)   | 2,400円       | 4,000円     | 5,600円      | 7,200円      | 8,800円      | 10,400円     | 12,000円    | 13,600円    | 15,200円    | 20,800円    |
| ②税率             | 3%           |            |             |             |             |             |            |            |            |            |
| ③宿泊者数           | 11,794人      | 28,642人    | 368,971人    | 311,688人    | 61,495人     | 34,538人     | 5,897人     | 5,897人     | 7,582人     | 5,896人     |
| ④税 収<br>(①×②×③) | 849,168円     | 3,437,040円 | 61,987,128円 | 67,324,608円 | 16,234,680円 | 10,775,856円 | 2,122,920円 | 2,405,976円 | 3,457,392円 | 3,679,104円 |
| 合計              | 172,273,872円 |            |             |             |             |             |            |            |            |            |

新たな財源

約115,000,000円～約172,000,000円

※宿泊税を導入した場合、入湯税の取り扱いについて考慮が必要

### ● 税率の設定及び宿泊者数の算出根拠

#### ①税率の設定

2%・3%

(※宿泊料金については、1泊2食の料金のうち20%を食事代として控除した額で計算)

#### ②宿泊者数

i) 観光地利用者統計調査（長野県）より、白馬村での宿泊者数（H29年度実績）は842,400人。

ii) 施設経営実態調査（白馬村）より、白馬村の宿泊施設の価格帯別分布比率は以下のとおり。

(※宿泊料金については、1泊2食の料金のうち20%を食事代として控除した額で計算)

- ・ 2,400円： 1.4%
- ・ 4,000円： 3.4%
- ・ 5,600円： 43.8%
- ・ 7,200円： 37.0%
- ・ 8,800円： 7.3%
- ・ 10,400円： 4.1%
- ・ 12,000円： 0.7%
- ・ 13,600円： 0.7%
- ・ 15,200円： 0.9%
- ・ 20,800円： 0.7%

iii) i)の宿泊者数にii)の分布比率を乗じて、各価格帯別の宿泊者数を試算。

### メリット

- ・ システム改修のコストが少ない。【行】
- ・ 宿泊施設の台帳管理（データ収集）がより正確に行えるため、マーケティング等に活用可能。【行・事】
- ・ 担税者が広いため、税収が大きく、より観光振興のために投資ができる。【行・事・客】
- ・ 担税者が広いため、使い道の不公平感が小さい。【客】
- ・ 率で計算するため、計算方法が容易である。【行・事】

### デメリット

- ・ データ処理等のための人件費が増加する可能性あり。【行・事】
- ・ 宿泊施設の軒数が多いため、未申告・不申告・過少申告の適正化事務が必要。【行】
- ・ 宿泊施設の会計システムの変更、徴収事務等の事務量の増。【事】
- ・ 宿泊税＋入湯税になった場合は負担が大きくなる。【事・客】

【行】：行政 【事】：観光事業者 【客】：観光客

# リフト利用者への課税

■ リフト利用者への課税を導入した場合について、税率を100円として試算。

| 区分         | 摘要         |   |
|------------|------------|---|
| ① 税率（1人1日） | 100        | 円 |
| ② 利用者数     | 976,402    | 人 |
| ③ 税込（①×②）  | 97,640,200 | 円 |
| 合計         | 97,640,200 | 円 |

新たな財源

約98,000,000円

## メリット

- ・ システム改修費のコストが少ない。【行】
- ・ 特別徴収義務者が少ないため徴収しやすい。【行】

## デメリット

- ・ 索道事業者の会計システムの変更、徴収事務等の事務量の増。【事】
- ・ 担税者がスキー客に限られているため、不公平感がある。【客】
- ・ シーズンパスや招待券等の扱いにより、税込が伸びない可能性がある。【行】
- ・ リフト使用者から徴収した税を、リフト関連以外の観光振興に使うことができるのか。
- ・ 国内では導入事例がない。

【行】：行政   【事】：観光事業者   【客】：観光客

# 村・県民税（家屋敷課税の引き上げ）

- 村・県民税（家屋敷課税）について、現行の3,500円（村税）から4,500円（村税）に引き上げた場合の試算。

※家屋敷課税とは

個人住民税の均等割課税について、その市（区）町村内に住所はなくても、事務所、事業所又は家屋敷がある場合、その自治体から何らかの行政サービス（防災、清掃、道路の整備等）を受けているという考え方から、一定の負担をしていただくもの。

| 区分           | 現行（※H29年度実績値） |             | 改定後（試算）     |             |
|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
|              | 村税            | 県税          | 村税          | 県税          |
| ①税率          | 3,500 円       | 2,000 円     | 4,500 円     | 2,000 円     |
| ②対象者数        | 1,050 人       | 1,050 人     | 1,050 人     | 1,050 人     |
| ③税収<br>（①×②） | 3,675,000 円   | 2,100,000 円 | 4,725,000 円 | 2,100,000 円 |
| 合計           |               | 5,775,000 円 |             | 6,825,000 円 |
| 新たな財源        |               | 約1,000,000円 |             |             |

## メリット

- ・導入に伴うコストが少ない。（システム改修費・人件費）【行】
- ・新たな事務作業が生じない。【行・事】

## デメリット

- ・家屋敷課税者のみに負担がかかる。【担】
- ・担税者が限られているため、使い道により不公平感が生じる。【担】
- ・担税者が限られているため、税収が少なく、観光振興のための投資は限定的となる。【行・事】
- ・自己又は家族の居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた住宅の所有者から徴収した税を、観光振興だけに使うことができるのか。

【行】：行政    【事】：観光事業者    【担】：担税者

# 別荘等所有税

- 別荘等所有税を導入した場合について、税率を110円として試算。

| 区分             | 摘要                 |   |
|----------------|--------------------|---|
| ① 税率（床面積1㎡当たり） | 110                | 円 |
| ② 課税面積         | 65,573.29          | ㎡ |
| ③ 税収（①×②）      | 7,213,062          | 円 |
| 合計             | 7,213,062          | 円 |
| <b>新たな財源</b>   | <b>約7,000,000円</b> |   |

- 課税面積の算出根拠  
「別荘」の定義は難しいが、以下の条件により算出
  - i) 白馬村に住民登録がない者が所有するもので、
  - ii) 住居として固定資産課税台帳管理をしているもの
- 税率の算出根拠
  - ・ 主要駅周辺の地価公示価格 白馬村：10,700円/㎡、熱海市：63,000円/㎡
  - ・ 熱海市における税率：650円（床面積1㎡当たり）
  - ・  $650円 \times (10,700円 / 63,000円) \div 110円$

## メリット

- ・ 導入に伴うコストが少ない。（システム改修費・人件費）【行】

## デメリット

- ・ 担税者が限られているため、使い道により不公平感が生じる。また税収も少ない【担】
- ・ 別荘の定義が明確ではないため、別荘の範囲を確定させる必要がある。【行・担】
- ・ 別荘としての定義に当てはまるか、毎年度調査する必要がある。【行】
- ・ データ処理等による人件費の増。【行】
- ・ 別荘等所有者から徴収した税を、一般の観光振興に使うことができるのか。

【行】：行政 【事】：観光事業者 【担】：担税者

# 登山協力金

■ 登山協力金を導入した場合について、協力金額を500円として試算。

| 区分            | 摘要 |                     |   |
|---------------|----|---------------------|---|
| ①協力金額         |    | 500                 | 円 |
| ②利用者数         |    | 35,400              | 人 |
| ③回収率          |    | 70                  | % |
| ④回収金額 (①×②×③) |    | 12,390,000          | 円 |
| 合計            |    | 12,390,000          | 円 |
| <b>新たな財源</b>  |    | <b>約12,000,000円</b> |   |

- 回収率  
税ではなく協力金のため、回収率70%で算出（富士山保全協力金の回収率を参考とした）。

## メリット

- ・システム改修費のコストが少ない。【行】
- ・税ではなく協力金であるため、納得感が大きい。【客】

## デメリット

- ・徴収する場所をどこに設置するか課題である。【行】
- ・徴収する方法が増えることにより、人件費が増える。【行】
- ・協力金のため毎年収入額にバラつきが生じる。【行】
- ・登山客から徴収したお金を、登山以外の観光振興に使うことができるのか。

【行】：行政   【事】：観光事業者   【客】：観光客



# ふるさと納税

- ふるさと納税は、寄付者が用途を指定して寄付できる仕組みであり、H29年度までは「環境保全」「国際交流」の各項目を指定して寄付された額のうち一部を観光振興に活用している。
- H30年度に用途項目を変更し、「国際観光地づくり」を追加したことにより、観光振興に用途を絞って寄付ができるようになった。

| H29年度収入額 |              |                      | H30年度収入額（10月末時点） |             |
|----------|--------------|----------------------|------------------|-------------|
| 事業区分     | 収入額          |                      | 事業区分             | 収入額         |
| スポーツ     | 59,606,001円  |                      | スポーツ             | 18,084,460円 |
| 環境保全     | 62,282,001円  |                      | 環境保全             | 19,558,000円 |
| 国際交流     | 5,440,000円   | H30年度より「国際観光地づくり」を追加 | 地域力向上            | 1,307,000円  |
| 地域教育力    | 10,875,000円  |                      | 地域教育力            | 1,289,000円  |
| 高校魅力化    | 15,517,500円  |                      | 高校魅力化            | 1,630,000円  |
| 指定なし     | 57,454,500円  |                      | 国際観光地づくり         | 4,683,000円  |
| 合計       | 211,175,002円 |                      | 子育て支援            | 5,848,000円  |
|          |              |                      | 事業者支援            | 660,000円    |
|          |              |                      | 指定なし             | 21,860,000円 |
|          |              |                      | 合計               | 74,919,460円 |

「環境保全」「国際交流」として寄付された額の一部は、観光関連事業（登山道整備、特産品生産拡大、海外観光客受入整備）に活用している。

「国際観光地づくり」の用途としては、マウンテンバイクコースや登山道・山小屋の整備、シャトルバスの運行、Wi-Fi環境の整備、インバウンド受入サポート体制強化等を想定。

## メリット

- ・ 寄付金の使い道について自分の意志が反映できるため、納得感が大きい。【寄・行】
- ・ 広範囲から収入を確保できる。【行】
- ・ 自由なタイミングと金額で寄附ができる【寄】
- ・ 特典がある自治体から特産物等を獲得できる【寄】
- ・ 必ずしも故郷でなくとも好きな自治体に寄附ができる【寄】

## デメリット

- ・ 税額控除を受けるためには確定申告、又は一定申請の手間がかかる。【寄】
- ・ 毎年収入額にバラつきが生じる【行】
- ・ 支払い手段（クレジット決済等）によってはコストがかかる。【行】

【行】：行政 【寄】：寄付者